⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、６の⑴において別に定めるものを除き、平成21年９月10日（木曜日）から平成21年10月９日（金曜日）までの間に、財団法人社会福祉振興・試験センターに提出すること。
イ　受験に関する書類の提出は、原則として簡易書留郵便によるものとし、平成21年10月９日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午後５時までとする。
エ　受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。
なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を財団法人社会福祉振興・試験センターへ届け出ること。
ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。
⑶　受験手数料
ア　受験手数料は、9,600円とし、受験手数料の額を財団法人社会福祉振興・試験センター所定の５連式払込用紙を用い、ゆうちょ銀行の振替又はその他の金融機関からの振込により納付すること。この場合において、ゆうちょ銀行の振替等に要する費用は受験者の負担とする。
イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
⑷　受験票の交付　受験票は、平成21年12月11日（金曜日）に投函し郵送により交付する。
7　携帯電話等の通信機器の持込みについて　不正行為等の防止の観点から、試験会場には携帯電話等の通信機器の持込みを一切禁止する。この受験条件に違反して携帯電話等の通信機器の持込みが確認されたときは、当該受験を無効とする場合がある。
8　合格基準の考え方　次の二つの条件を満たした者を試験の合格者とする。
⑴　問題の総得点の60％程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。
⑵　⑴を満たした者のうち、以下の18科目群（施行規則第５条の２の規定による試験科目の免除を受けた受験者にあっては８科目群）すべてにおいて得点があった者であること。
①人体の構造と機能及び疾病　②心理学理論と心理的支援　③社会理論と社会システム　④現代社会と福祉　⑤地域福祉の理論と方法　⑥福祉行財政と福祉計画　⑦社会保障　⑧低所得者に対する支援と生活保護制度　⑨保健医療サービス　⑩権利擁護と成年後見制度　⑪社会調査の基礎　⑫相談援助の基盤と専門職　⑬相談援助の理論と方法　⑭福祉サービスの組織と経営　⑮高齢者に対する支援と介護保険制度　⑯障害者に対する支援と障害者自立支援制度　⑰児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度　⑱就労支援サービス、更生保護制度
9　合格者の発表
⑴　試験の合格者は、平成22年３月15日（月曜日）午後に厚生労働省及び財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。
⑵　合格者には、社会福祉士国家試験合格証書を平成22年３月15日（月曜日）に投函し郵送により交付する。
⑶　５の⑴から⑶までに該当する者で、卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書を提出したものについては、平成22年３月31日（水曜日）までにそれぞれに定める受験資格を満たすことを条件として合格させることとし、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。
10　受験の申込みに必要な書類の請求　受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求は、原則として財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上の請求窓口又は郵便はがきによって行うこととし、郵便はがきの場合は、はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要部数（「社会福祉士受験の手引等○部請求」と記載すること。）を明記して財団法人社会福祉振興・試験センターに申し込むこと。
なお、請求者は、受験の手引等の必要書類を受け取った後、速やかに所定の払込用紙を用い、ゆうちょ銀行の振替又はその他の金融機関からの振込により受験の手引等１部につき600円（送料を含む。）を財団法人社会福祉振興・試験センターに納付すること。
この場合において、ゆうちょ銀行の振替等に要する費用は、請求者の負担とする。
11　その他
⑴　試験の詳細については、財団法人社会福祉振興・試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。
⑵　受験に際し、身体に障害があるなどのため別室の設定、手話通訳者の付与等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。
12　試験に関する照会先　財団法人社会福祉振興・試験センター　東京都渋谷区渋谷１丁目５番６号　郵便番号　150―0002　電話番号　03（3486）7521　試験案内専用電話番号　03（3486）7559（音声及びファクシミリ）　ホームページ　http://www.sssc.or.jp/

社会福祉士試験委員の公告

第22回社会福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。
平成21年８月７日
厚生労働大臣　舛添　要一

試験委員長　古川　孝順
副委員長
柏女　霊峰　河　幹夫　髙橋　紘士
栃本一三郎　福山　和女　吉村　英子
若穂井　透
委員
赤川　学　秋元　美世　明渡　陽子
石倉　健二　稲沢　公一　岩崎　晋也
岩間　伸之　上野谷加代子　埋橋　孝文
江口　隆裕　大塚　晃　小笠原浩一
尾形　裕也　岡部　卓　空閑　浩人
倉田　康路　権丈　善一　小島　晴洋
小長井賀與　小山　秀夫　小山　充道
坂田　周一　坂本　洋一　佐藤富士子
島津　望　杉野　勇　住居　広士
髙木　安雄　髙橋　信幸　武居　敏
武川　正吾　田中千枝子　田中　尚
内藤佳津雄　中谷　陽明　中村　和彦
林　浩康　原田　正樹　平田　厚
布川日佐史　藤井賢一郎　藤井　博志
藤崎　宏子　藤村　正之　藤本　哲也
本田　純一　前橋　信和　松井　亮輔
森岡　清志　森田　明美　八島　妙子
矢野　聡　山野　則子　山辺　朗子
湯浅　典人　六波羅詩朗　渡辺　雅幸

精神保健福祉士国家試験の施行

精神保健福祉士法（平成９年法律第131号。以下「法」という。）第６条の規定により、第12回精神保健福祉士国家試験を次のとおり施行する。
なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第１項の規定により指定試験機関として指定された財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。
平成21年８月７日
厚生労働大臣　舛添　要一
1　試験期日　平成22年１月30日（土曜日）及び31日（日曜日）
2　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県
3　試験科目　人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、社会保障、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度、精神医学、精神保健学、精神科リハビリテーション学、精神保健福祉論及び精神保健福祉援助技術
なお、社会福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、社会保障、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス及び権利擁護と成年後見制度の試験が免除される。
4　試験の方法
⑴　試験は、筆記の方法により行う。
なお、身体に障害のある者については、その申請により点字、拡大文字、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。